

第Ⅰ章 栃木県教育委員会の取組について

栃木県教育委員会における人権教育の取組

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」（下記参照）に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン（二期計画）」（H 18～22）に位置付けられた「互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指した人権教育の推進に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H 15.4）「栃木県人権施策推進基本計画」（H 15～22）などの趣旨を踏まえ、県内すべての学校、すべての地域において人権教育を推進しています。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方を尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を^(※1)人権尊重の理念とし、人権教育を^(※2)人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、^(※3)生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

(※1) 人権尊重の理念
自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重しあうこと。

(※2) 人権尊重の精神の涵養
一人一人がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくこと。

(※3) 生涯学習の観点に立って
人権教育の推進は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、思いやりに満ちた差別のない明るい地域づくりの視点から行わなければならない。そのためには、人権教育を生涯学習体系に位置付け、生涯学習各期に合った学習内容と方法、学習の場が工夫されなければならない。

○人権教育の目的

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とします。

○社会教育における人権教育推進上の努力目標

社会教育の推進に係る各種施策を通じて、人権尊重の理念について理解を深めます。

○人権教育の内容

人権教育は、「豊かな人間性を育てる」こと、「人権意識を高める」こと、さらにこれらを支えるものとして、「人権が尊重された雰囲気や環境をつくる」ことの3つの内容により構成されています。この「3つの内容」が相互に補完しあって、人権教育を成り立せています。人権尊重の理念について理解するには、これらの内容を効果的かつ適切に学習することが大切です。

○人権教育の方法

人権教育の方法の具体例としては、以下の方法が挙げられます。人権教育を実施するにあたっては、それぞれの方法のよさを生かしながら、計画的に行う必要があります。

【参加体験型】

◎参加体験型学習（ワークショップ）

- ・現地研修、フィールドワーク
- ・社会奉仕体験活動、自然体験活動など

県教育委員会が推進している学びの方法

【講義型】

- ・講演会、シンポジウム、対談
- ・人権啓発映画、コンサートなど

【広報紙型】

- ・啓発冊子など

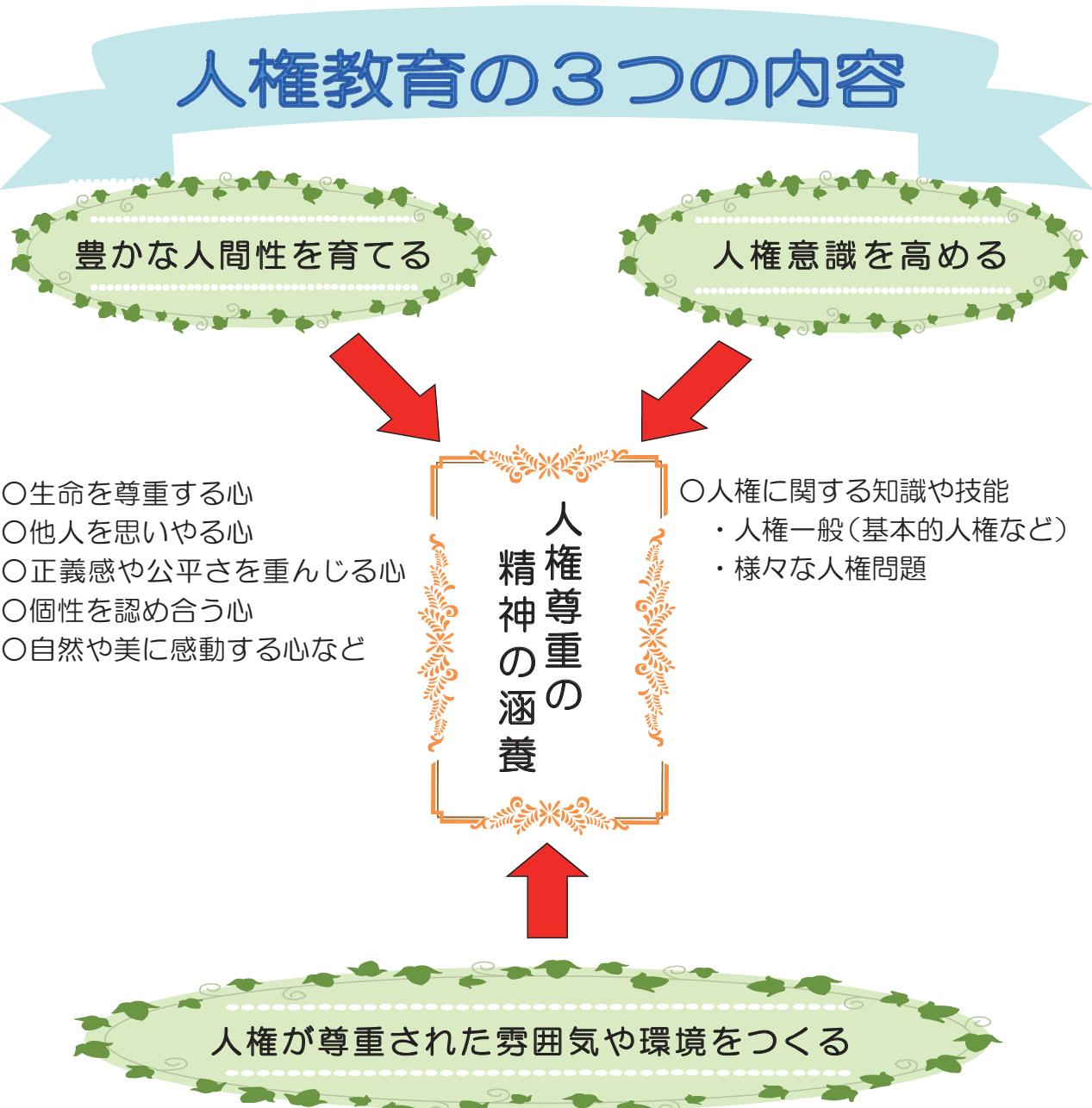


○より学習効果を高めるために

人権をテーマとした事業だけではなく、全ての事業に「3つの内容」を考慮した学習プログラムを意識して取り入れたり、運営したりする必要があります。そして、青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業など各種事業に人権教育の内容を盛り込むことで、より学習効果を高めることができます。

栃木県教育委員会における人権教育の内容

「人権教育の3つの内容」を具体的にすると、下記の図のようになります。



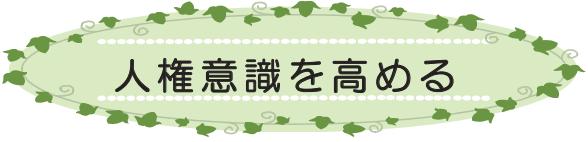
☆自尊感情（セルフエスティーム）とは☆

自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情。



豊かな人間性を育てる

- 事業全般をとおしたあらゆる場面で、担当者が「豊かな人間性を育てる」ことを意識しながら活動を展開することが大切です。



人権意識を高める

- 人権意識を高めるためには、基本的人権などの人権一般や様々な人権問題についての学習をとおして、人権に関する知識や技能、態度を身に付けることが大切です。



★人権一般★

☆人権に関する基本的な知識や技能の習得

　　基本的人権（自由権、平等権、社会権など）、個人の尊重、人権の歴史など



★様々な人権問題★

☆女性

☆子ども

☆高齢者

☆障害者

☆同和問題

☆アイヌの人々

☆外国人

☆HIV感染者やハンセン病患者など

☆刑を終えて出所した人

☆犯罪被害者など

☆インターネットによる人権侵害

☆性的指向にかかわる人権問題

☆ホームレス

☆性同一性障害者

☆拉致問題

参考:『栃木県人権施策推進基本計画』栃木県（H18.3）

『人権について考える』栃木県（H19.4）



人権が尊重された雰囲気や環境をつくる

- 人権教育は、一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で展開されることが大切です。この人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めることの取組を支えるものとして、全ての事業全ての講座において取り組まなければなりません。